

令和 7 年 1 月 9 日

組合員 各位

宮古漁業協同組合

第105・108号漁場「その他海藻類」の口開けについて

標記につきまして、下記要領にて「その他海藻類」の口開けを致します。

記

- 1、品目 : いわのり、まつも、ひじき、ふのり、くぼがい(つぶ)
ちがいそ(すっけいこ)、すじめ(ぞうか)、つのまた
てんぐさ、ほんだわら
- 2、口開日 : 令和 7 年 1 月 10 日 (金) より
令和 7 年 6 月 30 日 (月) まで開放
但し、くぼがい(つぶ)は5月31日迄の開放とし、魚市場への出荷は
6月10日迄と致します。
※ ボイルした、くぼがい(つぶ)の出荷には、「水産製品製造業」の許可が必要となります。
- 3、出漁時間 : 規制無し
- 4、操業時間 : 日の出より日の入りまで
※但し、初日のみ午前 8 時00分から
- 5、漁具 : 小刀、手つみ、貝がら、鏡、たも、突金(てんぐさ突)
鎌、ねじり棒
- 6、その他 : (注意事項)
(イ) くぼがい(つぶ)採捕の方は選別かごを用意し、タモ輪の直径は9cm以内、柄の
長さは5m以内とする事を順守して下さい。
(ロ) 鏡の使用は午前中のみです。